

新たな区議会が始まりました

「ひとに優しい区政」のさらなる前進へー

地域の方々との共同の力で、頑張ります！



第1回臨時議会が行われています。これに先駆けて、各派代表者会議、議員協議会が行われましたので、この間の経過等ご報告します。

* 議員協議会とは・・・初議会前に全議員が出席し、議会の構成や運営などについて、協議・決定する場。

各派代表者会とは・・・議員協議会に提案する案を協議・調整する場。

◆少数会派を尊重した民主的な議会運営を！

私たち区議団は、各派代表者会議、議員協議会で、少数会派の意見尊重、区議会の民主的運営を求め、論戦を行いました。

①新たな区議会では、交渉会派は4人以上の会派からが多数決で決定

1999年から世田谷区議会では、3人会派もみなし交渉会派と認められてきました。区議団は、これまでの慣例通り、少数会派を尊重する議会運営を求めました。しかし、前期（2015年から）の区議会で、ある3人会派が交渉会派入りを自ら辞退する経過などがあり、各派代表者会・議員協議会で、自民・公明・setagaya あらたの反対で、幹事長会規約通り、4人以上の会派から交渉会派となりました。これは、区議会としての大きな後退です。

区議団は残念ながら、交渉会派にはなれず、そのため本会議で代表質問の枠が取れない等影響を受けます。しかし、各議員一人10分間の本会議の一般質問があるので、そこで実質、代表質問を行うことは可能です。引き続き、皆様のご要望・ご意見を、議会へしっかり届けます。

②前期と同様に、本会議での少数会派の意見表明時間の制限が継続へ

前期（2015年）の区議会で、少数会派の意見制限となる、会派の人数に応じて、本会議での討論（意見）等の時間を定めることが、下記のように決められました。

・1人会派 3分 ・2人会派 5分 ・3人会派 8分 ・4人以上の会派 10分以内

2015年当時これが強行された際、697名の区民から「少数会派に対する差別的変更の理由・経緯の説明を求める」趣旨の陳情が区議会へ提出されました。

区議団は、2015年当時も今回も、少数会派の権利制限につながる発言時間の制限はやめること、前々期の区議会までは一人会派も含め平等に、10分以内の発言時間が保障されていたので、それに戻すことを求めました。

しかし、各派代表者会・議員協議会で、自民、公明、setagaya あらた、無所属・世田谷行革110番・維新の会が反対し、会派人数による発言時間の制限が継続となりました。

少数意見やその立場の尊重を、引き続き議会内外で共同の力を発揮し、求めていきます。

* 会派の構成は、前回の「こんにちは」でご確認ください。



日本共産党世田谷区議団 区政報告ニュース 2019年5月21日号

こんにちは 江口 じゅん子です

連絡先 世田谷区世田谷4-21-27 日本共産党世田谷区議団控室

メール eguchi3604@gmail.com TEL5432-2791 fax3412-7480